

## マイクロコンセッションのすすめ（1）

関西国際空港と大阪国際空港(伊丹)の運営権(コンセッション)の売却に関する記事が、新聞等で掲載されて、コンセッションへの注目が高まっています。コンセッションとは、公共公益施設の所有権は、国や地方自治体に残したまま、一定の期間、運営権を取得した民間事業者がその施設を使用収益する制度で、我が国では平成 23 年の PFI 法(「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」)の改正で「公共施設等運営権制度」として創設されたものです。

関空と伊丹については、45 年間、毎年 488 億円(総額 2 兆 1960 億円)を支払うことが最低条件となる見込みで、運営権を売却する空港会社は、これで約 1 兆 2 千億円の負債を完済するとのこと。2 兆 2 千億円は高すぎるとの声もあるようですが、年利 5%として、複利計算で現在価値化(n年後の支払いは、5%のn乗分少ないとして割引計算すること。)すると、8,674 億円となり、高すぎる水準でないとの見解も掲載されていました。

大規模な施設へのコンセッション設定は、このあと、仙台空港などが続く見込みですが、本稿では、より小規模な施設について、コンセッションの設定が有効であるかどうかを何回かにわたり検証していきたいと考えています。弊社では、平成 24 度に市営駐車場の整備後の運営に関してコンセッションの導入が可能かどうかを調査した実績がありますが、その時点では、コンセッションの制度自体が出来たばかりで、小規模な事業について新たな制度の研究を行うことは、割に合わないとの反応で、運営権の取得を希望する民間事業者が見つからず、独立採算型の PFI での事業化となりました。冒頭のようにコンセッション導入の機運が高まっていますので、このタイミングで改めて検討を行ってみたいと考えます。

まず基本的なところで、コンセッションが導入できる条件を確認しますが、大きくは次の 2 つとなります。

## — コンセッション導入の条件 —

- ① 施設の所有権が公共セクターにあること。
- ② 利用者から利用料金を徴収する独立採算型の施設であること。(完全な独立採算型であることまでは求められていません)

また、コンセッションを導入することによるメリットとしては、以下の事項が上げられます。

## — コンセッション導入のメリット —

- ① 運営権者が利用者から利用の対価を徴収することが可能となる。(この点については、少し制度上の議論があります)
- ② 定められた上限額の範囲で、民間事業者による利用料金の設定が可能。(これも「届出」か「承認」かの議論があります)
- ③ 運営権の第三者への譲渡が可能。(条例で予め議会の議決不要と定めた場合は、議決不要)
- ④ 金融機関による運営権への抵当権の設定が可能。
- ⑤ 登録簿への登録により第三者への対抗要件具備が可能。

メリットの①と②については議論があると書きましたが、現状の地方自治法では、いわゆる公の施設の

管理については、直営もしくは、指定管理ということが原則となっており、利用料金を民間事業者が自らの収入とするには、民間事業者を指定管理者に指定した上で利用料金制度を導入する必要があるとされています。このため、コンセッションを導入して民間事業者が運営権を取得した場合でも、併せて指定管理者として指定され、利用料金制度の適用を受ける必要があるとされています。また、利用料金の改定についても、コンセッションでは、民間事業者が施設を所有している地方自治体へ「届出」すれば良いことになっていますが、利用料金制では、地方自治体の承認が必要とされていることから、「承認」が必要と考えられています。

このように、コンセッションにおいても、指定管理者制度の指定が必要とされている（なお、国の資料では、空港、上下水道については不要とされている。）ことから、小規模施設へのコンセッション導入が有効か否かを検討するためには、単に指定管理者制度を導入することと、コンセッションを導入することとの比較が必要と考えられます。次項の表（本稿 P.3 に掲載）では、指定管理者制度とコンセッションをいくつかの視点から比較してみました。

上記の通り、殆どの施設でコンセッション事業者が施設の経営を行うためには、指定管理者の指定を併せて受ける必要がありますので、指定（設定）手続き、利用料金制度の導入、利用料金の設定については、殆ど差違が出なくなっています。異なるのは、事業期間、大規模修繕、資金調達についてと思われます。

事業期間については、指定管理でも「市長が特に認める場合は、上記に関わらず指定期間を定めることが出来る」といった規定がされている場合が多く、長期間の指定も制度上可能ではありますが、運営権の設定に対価が発生するコンセッションとは異なり、指定管理の場合、公共施設の長期独占等の議論が発生する可能性もあり、実際に長期の事業期間を設定することは困難と思われます。

コンセッションの業務範囲に大規模修繕が含まれていることは、コンセッション制度の前提でもありますが、指定管理では、「管理」の範囲には大規模修繕は想定されておらず、大規模修繕を指定管理者が行うことは難しいと思われます。（指定管理者に大規模改修の費用負担を求めた事例はあります。）

また、資金調達についても、コンセッションへは、担保権の設定も可能で、民間事業者が資金調達を行う事が前提ですが、指定管理では、指定管理者が管理を行うために、大きな額の資金調達を行う事がそもそも想定されていません。

以上から、老朽化した公共施設で施設の大規模改修が必要であるが、地方自治体で改修費用を用意出来ないような場合で、先ず民間事業者が資金を調達し大規模改修を実施して、長期にわたり施設を運営することにより投資回収を行うような事業は、指定管理者制度では対応出来ず、コンセッションの導入が必要であることが理解でき、コンセッション導入に一定のメリットがあると思われます。（次回、小規模な公共施設にコンセッションを導入する場合の課題等について考えてみたいと思います。）

（以下、余白）

## 指定管理者制度とコンセッションの比較

制度	指定管理者制度	コンセッション制度
根拠法	地方自治法	PFI法
事業内容	・指定管理者が公共施設の管理を一定期間行う。(余剰金の納付等はある)	・PFI事業者が公共施設の運営権を取得して、事業期間中、運営を行う。(対価が発生)
手続き	・条例で指定管理について規定 ・選定した事業者を議会で指定管理者に指定。	・実施方針に関する条例を制定し、選定方法、運営の基準、業務の範囲、利用料金に関する事項等について規定 ・PFI法の手続きに従い、議会で議決。 ・運営権者を指定管理者に併せて指定する場合は、議会で指定管理の指定が必要。 ※水道、空港、下水道については併用不要
事業期間	・通常3～5年間程度	・特に制限なし
利用料金制度	・利用料金制導入可能。(地方自治法244の2(8))	・もともと運営権者が料金を自らの収入に出来る(PFI法23条)であるが、公の施設については、運営権者を指定管理者に併せて指定して利用料金制導入が必要。
料金設定	・条例で上限額を設定して、その範囲で指定管理者が設定。自治体の承認必要。(地方自治法244の2(9))	・実施方針で上限額を設定。 ・その範囲で運営権者が料金を設定し、自治体へ届出(PFI法23条) ・利用料金性を導入している場合は、自治体の承認も必要。(政府ガイドライン)
大規模修繕	・指定管理者が行う業務の範囲は、条例で定められる。(地方自治法244の2(4)) ・例えば大阪府の場合、「公共施設の利用に関する業務」「公共施設の維持及び補修に関する業務」「知事が特に必要と認める業務」(大阪府公共施設条例)とされており、大規模修繕は含まれないと考えられる。	・運営業務の範囲として実施(「維持管理」は、…いわゆる増築や大規模修繕も含む。)(政府ガイドライン)
民間の資金調達等	・通常、資金調達なし	・運営権の第三者への譲渡可能(条例で不要との規定無い限り議会議決必要) ・運営権への抵当権の設定可能 ・運営権の登録可能

(2014 / 7 / 30 コンサルティング部)